

令和5年10月31日招集

10月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度10月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年10月31日(火) 午後2時30分から午後3時11分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (32人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一		12番 武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度10月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、6番 山岸信一委員、22番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は17番 大嶋喜芳委員、19番 江端美春委員 をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、中央地区で2件、南区で3件、西区で4件、西蒲区で4件の計13件です。</p> <p>次に議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区のみで1件です。</p> <p>次に議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で2件、南区で3件、西蒲区で1件の計6件です。</p> <p>次に議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が西区で1件、西蒲区で1件の計2件です。</p> <p>次に議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が中央地区のみで1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は23件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、中央区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>中央地区部会長</p>	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の6件は、去る10月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第42号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第36号農地法第4条許可申請についてです。</p>

<p>議 長（会長）</p> <p>南区部会長</p>	<p>8 ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、自己所有の農地を貸露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>近隣企業の社員駐車場として申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、排水については、自然浸透し、隣接農地はありません。</p> <p>続きまして、議案第37号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>9 ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、賃借権を設定し、仮説現場事務所建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は道路拡張工事を請け負い、申請地を一時的に使用するため申請にいたりしました。</p> <p>「中2号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、墓参者の駐車場が不足していることから、申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、第1種農地ですが不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>いずれも排水計画も整っており周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第39号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>14 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、願出人がこれまで耕作してきた農地で、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第4条許可申請1件、第5条許可申請2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は6件で、去る10月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定で</p>
-----------------------------	--

<p>議 長（会長）</p>	<p>す。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南 2 号」は、新たに営農を始める譲受人が売買により所有権を取得するものです。譲受人は農家の長男で、農業を指導する職業に就いていますが、定年後に果樹栽培をすることとしました。農業の知識も技術もあり継続して耕作すると認められます。</p> <p>次の「南 3 号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第 3 7 号 農地法第 5 条許可申請についてです。</p> <p>議案書の 1 0 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、農地を売買により所有権を移転し、<u>米穀等倉庫建築敷地</u>に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地で米穀等販売業を営んでいますが、事業の拡大に伴い新たな倉庫が必要となり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南 2 号」は、農地を贈与により所有権を移転し、住宅拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地に居住していますが、宅地を拡張するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南 3 号」は、農地を売買により所有権を移転し、通路敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、奥にある墓地への通路とするため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第 3 種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、5 条許可申請「南 1 号」から「南 3 号」は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 3 件、農地法第 5 条許可申請 3 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
----------------	---

<p>西区部会長</p>	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>10月27日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号から3号」は、農地を贈与によって取得するものです。「西1号」は、譲渡人の労力不足や譲受人の経営規模拡大のため、「西2号・3号」は、労力不足による譲渡人の要望により、それぞれ所有権を移転するものです。</p> <p>「西4号」は、農地を売買によって取得するものです。譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、令和5年4月総会にて、本市発注の下水道工事における仮設現場事務所及び露天資材置場として一時転用の許可がされたものです。</p> <p>その後、追加工事により、令和5年12月末までだった一時転用期間を、令和6年3月末まで延長するものです。</p> <p>以上、事業計画変更承認申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西蒲区部会長 職務代理者</p>	<p>西蒲区部会長職務代理者の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の6件は、去る10月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」から「蒲4号」までいずれも、譲渡人からの申し出</p>

	<p>により、売買で所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第 37 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 11 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、実家を離れ住宅を新築するため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 1 種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>次に、議案第 38 号 事業計画変更承認申請についてです。 議案書 13 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、当初計画者が、平成元年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が個人住宅を建築するにあたり、申請地が計画上必要となるため申請にいたしました。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 4 件、第 5 条許可申請 1 件、事業計画変更承認申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議長（会長） 渡部委員</p> <p>ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>18 番渡部です。</p> <p>3 ページの「南 2 号」ですが、南区部会、6 月頃も農地を持っていない人の新規参入があったと思いますが、鉄工所をやっていて隣の農地を買うという、なんか申請を見ていると南区部会だけなのか譲受人がゼロで申請がでてくるというのは。</p> <p>許可出すなど言うことではなく、あまりにも、簡単に許可を出し過ぎではないのでしょうか。1 回持ち帰ってもらってそれからでもよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>議長（会長）</p> <p>これについて、南区部会。</p> <p>南区事務所長</p> <p>南区事務所滝沢です。</p> <p>ただいまのご意見ですが、ご存知かと思いますが、農地法 3 条の</p>
--	---

	<p>50アールの面積基準が撤廃されたということでできたものです。</p> <p>今回の申請につきましては、部会長の説明通り農家の栽培を指導する職業に就いて居られる方が、定年を機に自宅近くの農地を購入し果樹栽培を行うということで許可したものです。</p> <p>誰でも彼でもと言うことで、許可しているつもりはありません。</p>
議 長 (会長)	<p>法律上は問題ないと言うことです。</p> <p>南区で大丈夫だろうと言うことで区部会が認めたので。</p>
渡部委員	<p>法律に触れてないと言うことはわかりますが、もう少し様子を見てからでも許可的にはいいのではないかと私は思います。</p> <p>いままで6月に許可出したところは計画通りやっているのかとか、我々のところには報告が来ませんよね。</p> <p>そのへん、農業委員会でそういうのを見るとかというふうにすればいいのですが。</p> <p>安易に許可ばかり出していると、あまく見られるのじゃないかと思えます。</p>
議 長 (会長)	<p>まあ、どうでしょうね、耕作放棄されるよりはいいと言う考えもありますから、仮にその畑がどういうところなのかわかりませんが、我々が反対できないですよ、実際には、法律上は。</p>
農地係長	<p>農地係の早川です。</p> <p>中央地区部会のところでも新規就農者の方を許可した案件がありますが、もともと農家の長男ということで農作業経験が全くないと言う方ではなく、また、今回の南区もそうですけれど、継続してその農地が耕作されているか定期的に調査することも条件として許可を出しているところです。</p>
議 長 (会長)	<p>その辺は南区の方がたまに見に行ってくださいと言うことでよろしいでしょうか。</p>
議 長 (会長)	<p>他に、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議 長 (会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 4 2 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 8 ページ、議案第 3 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 3 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 2 ページ、議案第 3 8 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書 1 4 ページ、議案第 3 9 号 相続税の納税猶予に関</p>

	<p>する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第41号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年10月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、中央地区3件、秋葉区1件、西区1件、合計で件数5件、面積19,456㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区2件、中央地区3件、秋葉区2件、南区4件、西蒲区4件、合計で件数15件、面積83,566㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから11ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、12ページ、令和5年10月の利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、中央地区40件、南区6件、西区30件、合計で件数76件、面積369,662㎡です。</p> <p>詳細につきましては二枚めくっていただいて、16ページから30ページのとおりです。</p>

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、31ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和5年11月15日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。

引き続き、議案第41号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料をめくっていただきまして1ページから7ページのとおり、秋葉区3件、西区4件、西蒲区24件について移転の申出がありました。

また、8ページ、中央地区1件については、所有者不明農地を促進計画により譲受人に貸し付けるものです。

所有者不明農地の貸付手続きについては、貸付以前に農業委員会で公示の手続きを行ったうえで、誰からも申出がなかった旨を中間管理機構に通知し、機構が県に対して裁定を申請、裁定結果が出た後に機構が農地法第41条第4項に基づいて利用権を取得する形となるため、出し手・受け手が一体となって手続きを行わないケースに該当し、機構から譲受人に対して権利設定を行う部分のみの案件となります。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から10月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、9ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和5年12月26日からとなります。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長（会長）	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>それでは、別冊1の議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただけてください。</p> <p>次に、別冊2の議案第41号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議 長（会長）	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
議 長（会長）	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5</p>

15 : 11	年度10月定例総会を閉会いたします。
---------	--------------------

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
